

指定法人（又は指定法人の委託を受けた者）はこれについて再商品化等に必要な行為を実施することとなる。

なお、製造業者等が不明又は不存在の場合、排出者は小売業者の設定・公表する収集運搬料金とともに、指定法人が設定・公表する再商品化等料金を支払うこととなる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

第12節 特定家庭用機器廃棄物管理票

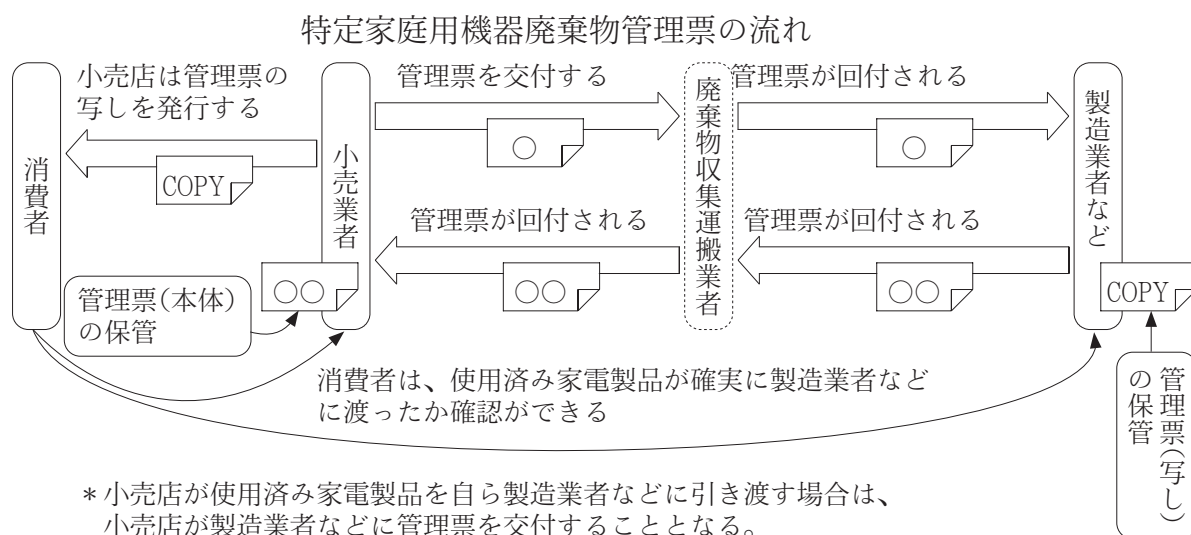
（特定家庭用機器廃棄物に係る管理票）

問661 特定家庭用機器廃棄物管理票はどのような制度か。

答661 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト。ここでは単に「管理票」と呼ぶ。）は、小売業者の義務である特定家庭用機器廃棄物を排出者から引取り及び製造業者等への引渡しの実施を担保し、特定家庭用機器廃棄物が製造業者等に到着し再商品化等に必要な行為が実施されることを確保し、この法律の仕組みを実効あるものにするために設けられた制度である。

排出者は特定家庭用機器廃棄物を小売業者に引渡す際に、小売業者から管理票の写しの交付を受け、小売業者は、製造業者等に引渡した場合、受領の確認を受け、この管理票を一定年限保存することとなる。

管理票により小売業者がこの法律による義務を履行しているかどうかを確認することができる。



（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（管理票のメリット）

問662 これによって排出者はどのような利益を得られるのか。

答662 排出者は小売業者の収集運搬料金及び製造業者等の再商品化等料金を支払い、小売業者に特定家庭用機器廃棄物を引渡したとしても、これが製造業者等に引渡されないのであれば、この法律の目的が達成されないだけでなく、排出者が支払った再商品化等料金の取扱いも問題となる。

このため、特定家庭用機器廃棄物管理票制度においては、排出者は当該管理票の写しをもって、小売業者に対し、製造業者等に引渡されたかどうか確認（小売業者が保存する管理票の閲覧請求）ができ、小売業者はこれに応じなければならないこととなっている。

もし、小売業者が特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引渡しておらず、管理票には製造業者等が受領した旨の記載がない場合、小売業者は義務履行違反の疑いがあると同時に、排出者については、民法等の規定により既に支払った料金の返還請求が発生する。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（リユースの場合の管理票の不交付）

問663 リユースの場合、特定家庭用機器廃棄物管理票は交付されるのか。

答663 リユース（再度使用）の場合、小売業者は特定家庭用機器廃棄物管理票を交付する必要はなく、排出者に当該管理票の写しを交付することもない。

この場合、排出者はこの法律により小売業者、製造業者等が公表している収集運搬料金、再商品化等料金を支払う必要はない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（管理票が交付されない場合）

問664 特定家庭用機器廃棄物管理票は交付されずに製造業者等に引渡されるものはあるのか。

答664 特定家庭用機器廃棄物管理票は、小売業者や小売業者の委託を受けた者の引取り・引渡しを確実にするために設けられているものである。小売業者が引取り・引渡しを行わない場合は、管理票は交付されない。例えば、市町村が収集し製造業者等に引渡す場合、排出者が直接製造業者等の指定引取場所に持込む場合などである。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（管理票の受領）

問665 きちんと製造業者等に引き渡され、リサイクルされることになるのか。

答665 小売業者は特定家庭用機器廃棄物を引取った場合、再度使用される場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。この場合、排出者はこの法律で定める特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）の写しを小売業者から受取ることとなる。

小売業者が引取った特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引渡した場合、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）には製造業者等が受取った旨の記載（受領印など）をすることとなる。

排出者は、特定家庭用機器廃棄物が製造業者等に引渡されたかどうか確認したいときは、小売業者に対し特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）の閲覧を請求することができ、小売業者はこれを拒むことはできない。

再度使用される場合については、小売業者は特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）の写しを排出者に交付する必要はないが、その場合、引取りに当たって再度使用されることとなる旨、小売業者は排出者に伝えなければならない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）